

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 生計を一にするとは

Q : 所得税では、扶養親族は納税者と生計を一にしていけないといけませんが、生計を一にするとはどういうことですか？

A : 次のような状態を指します。

【解説】

生計を一にするとは、同一単位に属し、相扶けて共同の生活を営み、日常生活の資を共通にしていることをいいますが、税務では、次のように生計を一にするを例示してその意義を明らかにしています。

① 勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ. 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ. これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

② 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

ただし、実務では生計を一にするかどうかの判断は、それぞれにおいて異なりますので、事実に基づいて実質的に判断することとなります。

